

4月18日（日）は 神埼市長と市議会議員選挙の投票日です！

『みんなそろって投票へ行こう！！』

私たちの声を反映させるための大切な選挙です。大切な一票を投じてください。

- ◆当日投票は、午前7時から午後8時までです。
- ◆期日前投票は、午前8時30分から午後8時までです。

選挙区	町名	投票所（施設名）	投票区域
神埼町		第1投票所 (神埼小学校)	二丁目、三丁目、四丁目、 西小津ヶ里(旧枝ヶ里)、小津ヶ里、 永歌、大門、本堀、野目ヶ里、 荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、神納、 本告牟田、池辺田、山田、鶴田
		第2投票所 (神埼市中央公民館)	一丁目、協和町、出来町、大依、 駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、 猪面、利田、犬の目、鶴西
		第3投票所 (仁比山小学校)	鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、城原、 朝日、竹原、志波屋、東山、三谷、的、 小淵、仁比山
		第4投票所 (B & G 海洋センター)	尾崎東分、岩田、唐香原、平山、 野寄、野田、川寄、柏原、二子、八子
		第5投票所 (西郷小学校)	横武、上六丁、下六丁、戸井土、 尾崎西分、伏部
		第6投票所 (姉川東分公民館)	莞牟田、姉川上分、姉川下分、 姉川東分、姉川西分
千代田町		第1投票所 (千代田中部小学校)	上直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、 下黒井、上黒井、十条、嘉納、 丙太田、詫東、詫西、高志、下板、 藤西、又南里、藤東
		第2投票所 (千代田西部小学校)	原の町、境原、上犬童、下犬童、 餘江、川崎、東野ヶ里、上西、 下西、仲田町団地、仁戸田
		第3投票所 (千代田東部小学校)	黒津、崎村、下神代、上神代、快樂、 渡瀬、龍尾、柳島、大島、迎島、 出来島、中津、大野、林慶
		第4投票所 (千代田中学校)	下直鳥、丁太田、上地、小鹿、用作、 柴尾、小森田、コスモス苑、ゆとり
脊振町		第1投票所 (脊振総合支所)	広滝東、広滝西、広滝下、 鹿路の一部(旧東鹿路)
		第2投票所 (ふれあい館せせらぎ)	岩政倉今(旧岩屋、旧政所、旧倉谷)
		第3投票所 (鹿路公民館)	鹿路の一部 (旧鹿路上、旧鹿路下、旧大楮)
		第4投票所 (ひのさと)	鳥羽院(旧鳥羽院上、旧鳥羽院下)
		第5投票所 (服巻公民館)	一番ヶ瀬(旧一番ヶ瀬下、旧一番ヶ瀬上)、 頭服(旧服巻、旧頭野)
		第6投票所 (第3部消防詰所)	久保山(旧白木、旧竜作、旧犬井谷、 旧古賀ノ尾、旧田中、旧伊福、 旧一谷)、脊振山頂自衛隊

※脊振町第2～第6投票所は、午前7時から午後6時までです。

平成22年4月22日任期満了にともなう神埼市長・神埼市議会議員の選挙は、次のとおり執行予定です。

○選挙期日 4月18日(日)

○告示日 4月11日(日)

○市長・市議の定数

(1) 市長：定数1

(2) 市議会議員：定数24

今回から選挙区特例はありません。

○市長・市議会議員の任期
平成22年4月23日から4年間

【選挙権のある人】
平成22年4月19日までに生まれた人で、平成22年1月10日までに神埼市に「転入届」を行い、転入した人(3ヶ月以上)で引き続き神埼市の住民基本台帳に登録され、今回の選挙用の選挙人名簿に登録されている人

【選挙当日の投票所】
投票所と対象地区は別表のとおりです。

入場券に記載してありますので、確認のうえお越してください。指定された投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますが、本人確認のため、免許証等の提示を求めることがありますのでご了承ください。

【投票時間】
午前7時から午後8時まで

【投票所入場券】

4月中旬頃はがきにより郵送します。
「投票できるのに」と思われる方で、投票入場券が届かないときは、選挙管理委員会までお問い合わせください。
ご家族分と一緒に届かない場合があります。

一投票は2種類ですー

市長選挙

(投票用紙)

(うすいピンク色)

市議会議員選挙

(投票用紙)

(うすいブルー色)

※投票上の注意

投票用紙には、記載する場所に貼られている掲示板を見ながら正確に書きましょう。それ以外の文字や記号は書かないでください。大切な一票が無効になる場合があります。

【代理投票】

身体的な障がいやケガなどにより、自分で候補者の氏名を書くことができない人のために、代理投票制度があります。代理投票を希望する人は、投票所受付にお申し付けください。投票の秘密は固く守られます。

投票日に投票できない人は、期日前投票を！

期日前投票は、投票日当日、次のような用務がある方が、期日前投票所で前もって投票できる制度です。

- ・投票日に仕事があるとき(勤務・出張・自営業の人など)
- ・投票日に旅行やレクリエーションなどで出かけるとき
- ・投票日に冠婚葬祭の予定があるとき

【期日前投票のできる期間と時間】

4月12日(月)から17日(土)まで
午前8時半から午後8時まで

【期日前投票所】

神崎市役所 1-1会議室
千代田総合支所 1-1会議室
脊振総合支所 1号会議室
市内いずれの期日前投票所でも投票が可能です。

【期日前投票の手続】

期日前投票所で宣誓書に記入していただきます。あとは、投票日当日の投票と同じです。

【持参するもの】

入場券届いていない場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できます。(

不在者投票

不在者投票は郵便を利用するため時間がかります。今回の手続き期限は、4月14日(水)までです。

【郵便等による不在者投票】

自宅で、郵便を利用して投票できる制度です。ただし、事前の登録手続きが必要です。
身障者手帳又は、戦傷病者手帳をお持ちの方に限ります。

【病院や施設での不在者投票】

病院や老人ホームなどに入院(所)中の人は、その病院や施設が不在者投票のできる施設として指定されている場合、施設内で不在者投票をすることができま。

【滞在地での不在者投票】

遠方での仕事などで、市内で投票ができない人は、滞在中の市区町村選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

開票

開票は4月18日(日)午後9時から、神崎市中央公民館で行います。
(開票開始時刻は、変更となる場合があります。)

詳しくは、選挙管理委員会へ早めにおたずねください。

◎問い合わせ先

神崎市選挙管理委員会
☎3710100

選挙一口メモ

～選挙を知ろう～

◇選挙運動とは？

例えば、「選挙に出るAさんに一票を入れてください。」のように、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得るために、選挙人に投票依頼を働きかける行為は、選挙運動の三要素といわれています。

◇選挙運動はいつからできる？

立候補届出(選挙期日の告示日)をしてから投票日の前日までの間に選挙運動ができます。立候補届出より前に選挙運動することは法律で禁止されています。

◇候補者への激励は？

有権者が候補者へ飲食物を提供することは禁止されています。現金による候補者への寄附は制限されていません。

◇寄附の禁止

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ること、また有権者が政治家に寄附を求めることは、法律で禁止されています。